

目的 「医療用食品」は、厳選された原材料により製造され、その配合割合が明確で、食品に含まれる栄養成分が実測値により表示され、かつそれが保たれた食品である。従って、病院栄養士がこれを活用することにより、個々の患者に適正な給食を行えるよう献立を作成し、もって、病院給食の質の向上を期するものである。「医療用食品加算制度」発足時から現在までの全国的な普及状況を調査し、今後の制度活用に資することとする。

方法 当協会が認定された全国31社の「医療用食品」販売業者について、その毎月報告を資料として解析した。

結果 制度が発足した昭和53年以降毎年12月の時点での「医療用食品」導入病院と加算請求中の病院の推移を年次順に見る。導入病院の総数は、昭和62年12月に3039病院に達し、我が国の病院総数約9,650病院中各に当る病院に普及している。このうち、診療報酬点数表によって「医療用食品加算」を請求している病院は2,150病院である。しかし、これを都道府県別に見ると、和歌山県75.0%、沖縄県65.3%、兵庫県50.4%等普及率が高く、鹿児島県8.7%、富山県10.1%、福井県10.2%等は低い。このように、県別による導入の格差が見られ、今後全国的に均衡のとれた普及が望まれる。

最近、「医療用食品」が、全国約1,600の特別養護老人ホーム中120施設(約8%)で使用され、その他の社会福祉施設においても使用され始めた。「医療用食品」の特性が注目されたものとして注目に値する。